

## 県民意見整理台帳

### 「神奈川県地域防災計画修正素案」に関する県民意見及び県民意見に対する県の考え方

○ 意見募集期間

令和7年12月17日（水曜日）～令和8年1月15日（木曜日）

○ 意見募集の結果

意見提出件数 73件

意見提出者数 4人

○ 意見内容及び意見の反映状況

・ 意見内容の概要

区 分	件数
1 全般に関する意見	9件
2 災害に強いまちづくりに関する意見	3件
3 災害時応急活動事前対策の充実に関する意見	41件
4 災害時の応急活動対策、復旧・復興対策に関する意見	20件
合 計	73件

・ 意見の反映状況

区 分	件数
A 計画に反映させたもの	1件
B 意見の趣旨が既に現行計画に盛り込まれているもの	2件
C 今後の取組において参考にするもの	64件
D 計画に反映できないもの	5件
E その他（質問など）	1件
合 計	73件

整理番号	意見内容区分	意見の要旨	反映区分	県の考え方
1	3	修正に異論はありませんが、この際、公共施設（とくに避難所となる体育館）に太陽光発電設備や蓄電池を設置することを提案します。また、すでに計画されているのであれば、本計画で言及することを提案します。太陽光発電設備を設置し、さらに蓄電池を設置すれば停電時も電気が使えます。また、断熱改修についても提案します。断熱をすれば特に冬、あたたかくなります。能登半島地震でも避難所となった体育館の寒さの厳しさが報じられておりました。市民の命を守るため、避難所に太陽光発電設備、蓄電池の設置、そして断熱改修を行うことを目指すことを計画に書き込んでください。	C	県地域防災計画の「避難所の運営管理」において「市町村は（中略）停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めます。」としており、御意見をいただいた「太陽光発電設備の設置」等の趣旨は既に盛り込まれています。 一方、御意見をいただいた「断熱改修」については、避難所の施設改修を求めることになるため、庁内や市町村から意見を伺うなど、確認・検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
2	1	第1章第3節 地震被害の想定について （意見） 政府は、県が3月に発表された後に首都直下地震等の被害想定を発表した。政府の想定結果についても、その概要を本編ないし資料編にその概要を参考資料として記すべき。その上で、被害の想定については各種の想定条件の違いから、結果について差が出るが、差について精査することに意味はないことを記載すべき。また、可能であれば差が出た技術的な想定手法の違いを明記すべき。	C	防災基本計画の「地域防災計画の作成に当たって留意すべき事項」には「地震災害対策については、都道府県地域防災計画等において、想定される地震災害を明らかに」するとされています。 本県では、独自に地震被害想定調査を実施し、地域防災計画に記載することで、想定される地震災害を明らかにしていますが、国の被害想定調査の結果も記載すべきかについては、引き続き、その必要性等を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
3	2	第2章第9節 建築物等の安全確保対策 （意見） 2000年以前に建てられた木造住宅について耐震化の支援に舵を切っていただいたことは大変評価に値する。この政策を続けて欲しい。また、民間のハウスメーカーや工務店等への住宅のリフォームの際には必ず2000年基準をクリアするように普及啓発（指導）していただきたい。	E	（前段意見） 2001年以前に建てられた木造住宅の耐震化に係る市町村の取組を支援することにより、引き続き、県民一人ひとりのいのちを守る取組を推進してまいります。
4	2	第2章第9節 建築物等の安全確保対策 （意見） 2000年以前に建てられた木造住宅について耐震化の支援に舵を切っていただいたことは大変評価に値する。この政策を続けて欲しい。また、民間のハウスメーカーや工務店等への住宅のリフォームの際には必ず2000年基準をクリアするように普及啓発（指導）していただきたい。	D	（後段意見） 2001年以前に建てられた新耐震基準の木造住宅については、住宅所有者自ら耐震診断等の実施に努めて頂くため、住宅所有者に耐震化の意識啓発を行います。
5	3	第3章第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充 （意見） 情報収集については、基本的には市町村からの情報をまとめていくことになると思うが、県民からの情報収集については減災プロジェクトで収集していることは承知していますが、そのほかにも信頼のおける民間機関（例えば協定業者）やSNS等からの情報も積極的に収集し迅速に応急対策が実施できるよう体制や仕組みの構築をしていただきたい。 例えば、かながわ防災パーソナルサポートから利用者から県に情報を送付したり、県土整備局が行っている道路損傷通報システムを拡大利用したりすることもできると思います。	C	県では、協定事業者との間で、年に一度の担当者確認や各種協議会を通じた情報共有を行い、平時から関係の構築に努めております。 また、災害時にライフライン事業者から災害情報管理システムを通じて情報を共有する体制を構築しているほか、災害対応訓練において、協定事業者なども参加する実災害を想定した対応を行うことで、災害時の体制や役割の確認を行っております。 一方、SNS等からの情報収集については、民間のリスク情報収集サービスを利用していますが、例示いただいた内容は、関係部署に意見を聴くなど、実現可能性等を確認・検討する必要があることから、今後の参考とさせていただきます。
6	3	第3章第7節 要配慮者等に対する対策 （意見） 個別避難計画の進捗が進まない原因の一つに、自治会などのコミュニティ活動の低下もあります。そもそも自治会が防災活動を積極的に実施していないということです。県は昭和の時代に自主防災組織の育成に関して助成を行い、表彰制度も行っていましたが、防災活動は表彰されるために実施するものではありませんが、継続的に実施してもらうために原資になる資金と表彰という名誉もやりがいの貢献するのではないのでしょうか。その中でも要援護者対策として一生懸命活動しているところを表彰していくことは良いと思います。	C	県では、消防庁が主催し、地域に根ざした団体・組織等、多様な主体における防災に関する優れた取組、工夫・アイデア等、防災・減災に関する幅広い視点からの効果的な取組等を表彰する「防災まちづくり大賞」に、県内の団体・組織等を推薦することで、自主防災組織の活動に対する表彰機会を設けています。 これに加えて、県独自の表彰制度も設けるべきかについては、引き続き、その必要性等を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
7	3	第3章第9節 医療・救護・防疫対策 （意見） 災害医療はある程度体系が立てられ、災害時にはDMAT等も積極的に動かれるので素晴らしいことだと思います。しかしながら、都会の住宅地では、医療資源に乏しく119番も当てにならない状況が想定され、応急手当の研修を受けた住民が居たとしても医療的な対応は後になってしまう危惧があり、心配をしている方々が自治会レベルでは散見されます。そこで、クリニックなど個人病院でも災害時にできる範囲のことをしていただくよう備蓄用品や薬剤のローリングストック助成やアマチュア無線の団体等との協定などを進め現場に近いところでの医療環境の確保を目指していただきたい。	C	県では、県地域防災計画の個別計画として、「神奈川県災害時保健医療救護計画」（令和7年3月改定）を策定し、発災時の県、市町村、災害拠点病院及び関係機関等の体制や役割、基本的な保健医療福祉活動の手順などを定め、災害時における保健医療福祉体制の整備を推進しています。 また、体制整備の一環として、県内市町村における地域の医師会との連携等の取組を調査し、今後、効果的な取組を他の市町村とも共有するとともに、検討を呼びかけることで、各地域での災害時の医療提供体制の強化を図ってまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

整理番号	意見内容区分	意見の要旨	反映区分	県の考え方
8	3	第3章第13節 ライフラインの応急復旧対策 (意見) ライフラインの支障は、生命の維持にも関わる重大な点である。特に在宅避難をする場合には、食糧の確保意外に飲料水の確保、トイレの維持は日常のことでもあり、災害後の生活がその確保のために時間がとられると言っても過言ではない。しかしながら、住民の備蓄統計などを見ると、まだまだ十分な量を備蓄していない。そこで、自助・共助として飲料水とトイレパックの確保については強調して備えるよう普及啓発していただきたい。	C	県は、市町村や防災関係機関と協力して、県民自らが実施する防災対策として、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄等家庭での予防、安全対策、災害時行動についての周知徹底を図ることとしていますが、飲料水とトイレパックを強調して備えるよう普及啓発するについては、引き続き、その必要性等を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
9	1	地震災害対策計画 第1章 第1節 (修正素案の要点) ・体系図の構成を整理 ・南海トラフ地震防災対策推進地域に綾瀬市を追加 (要旨) 計画体系の整理は評価できるが、防災関連法令間の不整合を是正し、計画目標の履行を担保する監督主体が明確でない。防災庁創設を見据え、国・県・市町村・地区が一体となって計画を実装する責任体系を明示すべきである。 (修正案) 防災関連法令間の不整合を是正し、計画目標の履行を担保する監督主体と監督する内容を明確にする。	C	防災庁創設を見据えた国等が一体となって計画を実装する責任体系の整理については、現行の防災基本計画には規定されておらず、一義的には国が定めるべきものと思料されることから、いただいた御意見については、国の動向を注視しながら、今後の参考とさせていただきます。
10	1	地震災害対策計画 第1章 第3節 (修正素案の要点) ・令和5年度から6年度にかけて実施した地震被害想定調査結果を踏まえ、被害想定結果等を修正 (要旨) 最新の被害想定を反映した点は重要であるが、その結果が地区防災計画や住民の避難行動、耐震化の優先順位にどのように活用されるかが不明確である。 地盤条件を含めた被害リスクの見える化と地区単位での活用を明記すべきである。 (修正案) 地盤条件を含めた被害リスクの見える化と地区単位での活用を推進する。	C	被害リスクの見える化については、地震被害想定調査において、5つの地震防災マップを作成し、地震に伴う危険性等をわかりやすく示しています。 一方、地震被害想定調査は、県内全域を250mメッシュに区分して、それぞれのメッシュを単位として被害を想定し、原則として市区町村単位で結果を取りまとめ、現状、地区単位での取りまとめはしておらず、引き続き、その必要性等を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
11	1	地震災害対策計画 第1章 第4節 (修正素案の要点) ・神奈川県地震防災戦略の改定を踏まえ、対象期間、基本的な考え方、重点施策などを修正 (要旨) 戦略改定の反映は評価できるが、戦略が現場で実装される仕組みが弱い。地区防災計画や防災地区指定との関係を明確にし、戦略と実践を接続すべきである。 (修正案) 当該施策を防災地区単位で具体化するため、行政主導で年1回以上の地区防災会議を開催し、標準項目に基づく地区防災計画の策定・見直しを行うことを追記する。	C	災害対策基本法では、「市町村地域防災計画は地区防災計画について定めることができる」とされている一方、「市町村地域防災計画は都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない」とされており、地区防災計画に関する事項を県地域防災計画に規定する場合は、市町村から意見を伺い、内容を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
12	1	地震災害対策計画 第1章 第6節 (修正素案の要点) ・指定地方行政機関の指定を踏まえ、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱に関東管区行政評価局(神奈川行政評価事務所)を追加 (要旨) 関係機関の追加にとどまらず、防災関連法令の整合確保と履行状況を監督する国の統括機能を明確に位置づける必要がある。 (修正案) 本節の施策について、防災塾・だるま提言に基づき、国・県・市町村・地区が一体となった実装体制と役割分担を明確化する記述を追加する。平時の役割分担と取り組みから復興まで、各行政機関のタイムラインを明確にし、その実効性を評価する。	C	災害対策基本法では、都道府県地域防災計画に定める事項として、指定地方行政機関や市町村、指定公共機関などの処理すべき事務又は業務の大綱が掲げられています。 これに地区を加え、国・県・市町村・地区が一体となった実装体制と役割分担を明確化する記載を追加するという御意見については、国等の今後の考え方を踏まえ検討する必要があることから、国等の動向を注視しながら、今後の参考とさせていただきます。
13	2	地震災害対策計画 第2章 第9節 (修正素案の要点) ・1981年以前に建てられた旧耐震基準の住宅やマンション、2000年以前に建てられた新耐震基準の木造住宅などについて、市町村による耐震化の取組への支援を追加 (要旨) 旧耐震住宅支援は評価できるが、建築年のみでなく地盤条件を考慮した優先順位付けが不可欠である。常時微動調査等を活用した実効的耐震化を推進すべきである。 (修正案) 建築年に加え地盤条件を考慮した耐震化優先順位を明確化し、常時微動調査や既存地盤データを活用した低価格耐震改修を推進する旨を追記する。	D	国の防災基本計画や県の地震防災戦略等に基づき、住宅の耐震化を促進しているところです。 市町村による住宅の耐震化の取組への支援については、市町村にあまねく活用いただけるよう、なるべく幅広い要件で支援を行っております。

整理番号	意見内容区分	意見の要旨	反映区分	県の考え方
14	3	<p>地震災害対策計画 第3章 第1節 〈修正素案の要点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発災後における概括的被害状況の確認等を行うため、民間ヘリコプターのチャーター機の導入を追加</li> <li>・ 通信断絶時でも情報の受伝達が可能な衛星通信機器の配備を追加</li> </ul> <p>〈要旨〉</p> <p>情報収集手段の高度化は有効だが、省庁・自治体横断の情報統合と指揮系統の整理が不可欠である。防災庁を中心とした統一運用基準を明示すべきである。</p> <p>〈修正案〉</p> <p>防災庁（当面は内閣府防災担当）を中心とした統一的な情報発信・共有体制を構築し、誤情報対策を含めた運用基準を整備することを追記する。</p>	C	<p>防災庁（当面は内閣府防災担当）を中心とした統一的な情報発信・共有体制の構築と誤情報対策を含めた運用基準の整備については、現行の防災基本計画には規定されておらず、一義的には国が定めるべきものと思料されることから、いただいた御意見については、国の動向を注視しながら、今後の参考とさせていただきます。</p>
15	3	<p>地震災害対策計画 第3章 第3節 〈修正素案の要点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間ヘリコプターのチャーター機による災害時の要員や物資の輸送等を追加</li> </ul> <p>〈要点〉</p> <p>輸送手段の多様化は評価できるが、どの段階で誰が要請・運用するかの責任分担が不明確である。事前に標準化された運用ルール（タイムライン）を定める必要がある。</p> <p>〈修正案〉</p> <p>本節の施策について、防災塾・だるま提言に基づき、国・県・市町村・地区が一体となった実装体制、役割分担を明確化する記述を追加する。状況のどの段階でチャーター、出動要請するかを事前にタイムラインで確認する。</p>	D	<p>チャーターヘリについては、事業者と長期契約を締結しているため、緊急時にも飛行できるよう体制を構築しております。</p> <p>また、災害時に迅速に要員輸送等ができるように、訓練も定期的実施しています。</p> <p>さらにチャーターヘリの契約に関しましては、上記のとおり県と事業者が長期継続契約を結んでいることから、運航に関する責任は、県が負うこととなります。</p> <p>よって、要請に関しては必ず県（統制部等）が一元的に受付を実施し、運航の適否等を審査したうえで運航することとなります。</p>
16	3	<p>地震災害対策計画 第3章 第5節 〈修正素案の要点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ かながわ防災パーソナルサポートなどによる避難に関する情報の提供を追加</li> </ul> <p>〈要旨〉</p> <p>避難情報提供の充実は重要であるが、地区防災計画と連動した具体的避難行動に結びつける記述が不足している。</p>	C	<p>災害対策基本法では、「市町村地域防災計画は地区防災計画について定めることができる」とされている一方、「市町村地域防災計画は都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない」とされており、地区防災計画に関する事項を県地域防災計画に規定する場合は、市町村から意見を伺い、内容を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
17	3	<p>地震災害対策計画 第3章 第7節 〈修正素案の要点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生労働省の防災業務計画を踏まえ、災害時に社会福祉施設等の被害状況などを把握する厚生労働省の災害時情報共有システムを活用していることを追加</li> <li>・ 厚生労働省の防災業務計画を踏まえ、災害時に社会福祉施設等の情報を迅速に収集するため、関係部局や社会福祉施設等の職員に対して、災害時情報共有システムの操作等に係る訓練の定期的な実施に努める必要があることを追加</li> <li>・ 消防庁の防災業務計画を踏まえ、市町村の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成を推進し、作成に当たっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、市町村に対してデジタル技術を活用するよう助言等を行うことを追加</li> <li>・ 防災基本計画の修正を踏まえ、市町村の個別避難計画作成を促進するため、市町村と連携して避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めることを追加</li> <li>・ 市町村と連携して災害時情報共有システムを活用するなど、社会福祉施設等の被災状況の情報収集体制を整備するとともに、必要な情報提供を行うことを追加</li> </ul> <p>〈要旨〉</p> <p>個別避難計画の推進は重要だが、市町村任せでは実効性が確保できない。防災地区単位で行政主導の地区防災会議を通じて支援体制を構築すべきである。</p> <p>任意団体である自治会等に丸投げにならないように、定められた防災地区内で、民生委員、福祉士などに有償で委託するなど具体的施策が必要である。</p> <p>〈修正案〉</p> <p>当該施策を防災地区単位で具体化するため、行政主導で年1回以上の地区防災会議を開催し、標準項目に基づく地区防災計画の策定・見直しを行うことを追記する。任意団体である自治会等に依存せず、定められた防災地区内で、民生委員、福祉士などに有償で委託するなど具体的施策を地区防災計画で策定する必要である。</p>	C	<p>災害対策基本法では、「市町村地域防災計画は地区防災計画について定めることができる」とされている一方、「市町村地域防災計画は都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない」とされており、地区防災計画に関する事項を県地域防災計画に規定する場合は、市町村から意見を伺い、内容を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

整理番号	意見内容区分	意見の要旨	反映区分	県の考え方
18	3	<p>地震災害対策計画 第3章 第9節            〈修正素案の要点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県災害時保健医療救護計画の改定を踏まえ、災害時の医療救護活動についての協定の締結先に神奈川県放射線技師会を追加</li> <li>・防災基本計画の修正を踏まえ、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）や保健師等チームの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施することを追加</li> <li>・防災基本計画の修正を踏まえ、平時から保健医療福祉調整本部の関係機関等と合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めることを追加</li> <li>・防災基本計画の修正を踏まえ、災害支援ナース協定締結施設に災害支援ナースの派遣を要請することを追加</li> </ul> <p>〈要旨〉            医療救護体制の強化は評価できるが、災害時の人的資源を計画的に動員する制度設計が不足している。専門人材の事前登録・研修制度を検討すべきである。</p> <p>〈修正案〉            当該施策を防災地区単位で具体化するため、行政主導で年1回以上の地区防災会議を開催し、標準項目に基づく地区防災計画の策定・見直しを行うことを追記する。任意団体である自治会等に依存せず、定められた防災地区内で、民生委員、福祉士などに有償で委託するなど具体的施策を地区防災計画で策定する必要である。</p>	C	<p>災害対策基本法では、「市町村地域防災計画は地区防災計画について定めることができる」とされている一方、「市町村地域防災計画は都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない」とされており、地区防災計画に関する事項を県地域防災計画に規定する場合は、市町村から意見を伺い、内容を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
19	3	<p>地震災害対策計画 第3章 第10節            〈修正素案の要点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災基本計画の修正を踏まえ、災害時における児童・生徒の学びの継続のため、災害により教職員が被災者となった場合に備え、災害時の教職員の確保を図る必要があることを追加</li> <li>・防災基本計画の修正を踏まえ、児童・生徒の学びの継続のために、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）を活用することを追加</li> </ul> <p>〈要旨〉            学びの継続への配慮は評価できるが、学校を地域防災の中核として位置づける視点が不足している。地区防災計画への学校参画を明記すべきである。</p> <p>また、地区防災計画を根拠とした、避難場所への避難行動、初期消火、自宅避難への備え、避難所を拠点とした共助について、学校を拠点に、学校職員、児童生徒及びすべての住民への防災教育が行われることを提案する。（元校長から提言）</p> <p>〈修正案〉            当該施策を防災地区単位で具体化するため、行政主導で年1回以上の地区防災会議を開催し、標準項目に基づく地区防災計画の策定・見直しを行うことを追記する。</p> <p>地区防災計画に基づき、地区防災マニュアルを策定。避難場所への避難行動、初期消火、自宅避難への備え、避難所を拠点とした共助について、学校を拠点にすべての住民への防災教育が行われることを提案する。</p>	C	<p>災害対策基本法では、「市町村地域防災計画は地区防災計画について定めることができる」とされている一方、「市町村地域防災計画は都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない」とされており、地区防災計画に関する事項を県地域防災計画に規定する場合は、市町村から意見を伺い、内容を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
20	3	<p>地震災害対策計画 第3章 第11節            〈修正素案の要点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年4月の道路法等の改正において、大規模な災害が発生した場合に緊急輸送の確保を図るため、協議会における協議を経て、道路啓開計画を定めることや災害時における代行制度の拡充などが行われたことを追加</li> <li>・災害対策基本法施行令等の一部改正を踏まえ、発災前の緊急通行（輸送）車両の確認申出手続を追加</li> </ul> <p>〈要旨〉            道路啓開制度の強化は重要であるが、地区防災計画との接続や住民への周知が不足している。</p> <p>〈修正案〉            当該施策を防災地区単位で具体化するため、行政主導で年1回以上の地区防災会議を開催し、標準項目に基づく地区防災計画の策定・見直しを行うことを追記する。</p>	C	<p>災害対策基本法では、「市町村地域防災計画は地区防災計画について定めることができる」とされている一方、「市町村地域防災計画は都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない」とされており、地区防災計画に関する事項を県地域防災計画に規定する場合は、市町村から意見を伺い、内容を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
21	3	<p>地震災害対策計画 第3章 第13節            〈修正素案の要点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災基本計画の修正を踏まえ、水道事業者及び下水道管理者は、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ決めておくなど、上下水道一体となった対応に努めることを追加</li> </ul> <p>〈要旨〉            上下水道一体対応は評価できるが、老朽インフラ全体を俯瞰した省庁横断的な復旧戦略が求められる。</p> <p>〈修正案〉            復旧・復興段階における合意形成を支援するため、防災・復興コーディネーターを育成・配置し、市民参画による調整体制を整備することを明記する。</p>	C	<p>県地域防災計画（地震災害対策計画）では、「関係者の意向等をもとに迅速な復旧を目指す」や「復興計画策定に当たっては、市町村や関係機関、県民等の意見の反映に努める」としてはいますが、防災・復興コーディネーターを育成・配置し、市民参加による調整体制を整備するという御意見については、復旧・復興の基本的な考え方を示す国等における、当該コーディネーターの役割に対する今後の考え方を踏まえ、検討する必要があることから、国等の動向を注視しながら、今後の参考とさせていただきます。</p>

整理番号	意見内容区分	意見の要旨	反映区分	県の考え方
22	3	<p>地震災害対策計画 第3章 第15節            〈修正素案の要点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災基本計画の修正を踏まえ、県が被災した場合は、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、保健医療福祉調整本部において、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者等のもとへ派遣することを追加</li> <li>・防災基本計画の修正を踏まえ、災害支援ナースの派遣、活動の調整に関する取組を追加</li> </ul> <p>〈要旨〉            DWAT等の派遣体制強化は評価できるが、被災地外人材を計画的に動員する制度化が必要である。</p> <p>〈修正案〉            本節の施策について、防災塾・だるま提言に基づき、国・県・市町村・地区が一体となった実装体制と役割分担を明確化する記述を追加する。</p>	C	<p>県では、県地域防災計画の個別計画として、「神奈川県災害時保健医療救護計画」（令和7年3月改定）を策定し、発災時の県、市町村、災害拠点病院及び関係機関等の体制や役割、基本的な保健医療福祉活動の手順などを定め、災害時における保健医療福祉体制の整備を推進しています。</p> <p>県では、この計画等において、被災地外からの各保健医療活動チーム等の受入れについても定めているところで、            いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
23	3	<p>地震災害対策計画 第3章 第16節            〈修正素案の要点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団によるかながわ版ディザスターシティの活用の促進を追加</li> </ul> <p>〈要旨〉            自主防災活動の促進は重要だが、任意性に依存しすぎている。地区防災計画を核とした制度的支援が必要である。</p> <p>〈修正案〉            当該施策を防災地区単位で具体化するため、行政主導で年1回以上の地区防災会議を開催し、標準項目に基づく地区防災計画の策定・見直しを行うことを追記する。</p>	C	<p>災害対策基本法では、「市町村地域防災計画は地区防災計画について定めることができる」とされている一方、「市町村地域防災計画は都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない」とされており、地区防災計画に関する事項を県地域防災計画に規定する場合は、市町村から意見を伺い、内容を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
24	3	<p>地震災害対策計画 第3章 第17節            〈修正素案の要点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災基本計画の修正を踏まえ、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図ることを追加</li> <li>・防災基本計画の修正を踏まえ、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めることを追加</li> <li>・防災基本計画の修正を踏まえ、災害中間支援組織等と連携し、情報共有会議の開催や訓練・研修等を通じて、災害時における官民連携体制の強化を図ることを追加</li> </ul> <p>〈要旨〉            中間支援組織との連携強化は評価できるが、役割分担と指揮系統を明確にする必要がある。</p> <p>〈修正案〉            本節の施策について、防災塾・だるま提言に基づき、国・県・市町村・地区が一体となった実装体制と役割分担を明確化する記述を追加する。</p>	C	<p>「各主体の役割分担と指揮系統の明確化」につきましては、官民連携体制の構築や災害時における円滑な活動環境の整備において、重要な視点であると認識しております。            いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
25	3	<p>地震災害対策計画 第3章 第18節            〈修正素案の要点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の自助と共助の意識の向上を図る手段として、神奈川防災、かながわ防災パーソナルサポート、私の被害想定などを追加</li> <li>・大地震と風水害による複合災害のリスクに関する普及啓発と注意喚起の強化を追加</li> </ul> <p>〈要旨〉            防災知識普及は重要だが、地区防災マニュアル・マップの全国統一基準による整備を検討すべきである。</p> <p>〈修正案〉            当該施策を防災地区単位で具体化するため、行政主導で年1回以上の地区防災会議を開催し、標準項目に基づく地区防災計画の策定・見直しを行うことを追記する。</p>	C	<p>災害対策基本法では、「市町村地域防災計画は地区防災計画について定めることができる」とされている一方、「市町村地域防災計画は都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない」とされており、地区防災計画に関する事項を県地域防災計画に規定する場合は、市町村から意見を伺い、内容を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
26	3	<p>地震災害対策計画 第3章 第20節            〈修正素案の要点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基本法及び災害救助法の改正を踏まえ、災害救助事務の対象に福祉サービスの提供を追加</li> </ul> <p>〈要旨〉            福祉サービスを災害救助の対象とした点は評価できるが、実装体制の具体化が必要である。</p> <p>〈修正案〉            本節の施策について、防災塾・だるま提言に基づき、国・県・市町村・地区が一体となった実装体制と役割分担を明確化する記述を追加する。</p>	C	<p>いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

整理番号	意見内容区分	意見の要旨	反映区分	県の考え方
27	4	地震災害対策計画 第4章 第1節 〈修正素案の要点〉 ・民間ヘリコプターのチャーター機による、発災後における上空からの概括的被害状況の確認を追加 ・かながわ防災パーソナルサポートなどのSNSを活用した広報を追加 ・通信断絶時でも情報の受伝達を可能とする衛星通信機器の活用を追加 〈要旨〉 SNS等の活用は有効だが、誤情報対策を含む統一的広報体制の構築が不可欠である。 〈修正案〉 防災庁（当面は内閣府防災担当）を中心とした統一的な情報発信・共有体制を構築し、誤情報対策を含めた運用基準を整備することを追記する。	C	防災庁（当面は内閣府防災担当）を中心とした統一的な情報発信・共有体制の構築と誤情報対策を含めた運用基準の整備については、現行の防災基本計画には規定されておらず、一義的には国が定めるべきものと思料されることから、いただいた御意見については、国の動向を注視しながら、今後の参考とさせていただきます。
28	4	地震災害対策計画 第4章 第5節 〈修正素案の要点〉 ・防災基本計画の修正を踏まえ、水道事業者（県営水道を除く）は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水に努めることを追加 ・防災基本計画の修正を踏まえ、県営水道は、断水が発生した場合、速やかに断水状況を把握した上で県営水道給水区域内の市町と連携して、応急給水計画を策定することを追加 〈要旨〉 応急給水計画の明確化は評価できるが、地区単位での実行体制を具体化すべきである。 〈修正案〉 当該施策を防災地区単位で具体化するため、行政主導で年1回以上の地区防災会議を開催し、標準項目に基づく地区防災計画の策定・見直しを行うことを追記する。	C	災害対策基本法では、「市町村地域防災計画は地区防災計画について定めることができる」とされている一方、「市町村地域防災計画は都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない」とされており、地区防災計画に関する事項を県地域防災計画に規定する場合は、市町村から意見を伺い、内容を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
29	4	地震災害対策計画 第4章 第7節 〈修正素案の要点〉 ・輸送手段として、民間ヘリコプターのチャーター機を追加 〈要旨〉 輸送手段の追加は評価できるが、SUM基準を踏まえた即時支援体制の全国的整備が求められる。 〈修正案〉 本節の施策について、防災塾・だるま提言に基づき、国・県・市町村・地区が一体となった実装体制と役割分担を明確化する記述を追加する。	C	避難所外避難者に支援物資を輸送するスキームに新たに地区を加えるという御意見については、今後のデジタル技術の活用による新たなスキームの実装状況や国の支援スキームの見直しの動向などを注視しながら、参考とさせていただきます。
30	4	地震災害対策計画 第4章 第11節 〈修正素案の要点〉 ・かながわ防災パーソナルサポートなどのSNSを活用した被災者等への情報提供を追加 〈要旨〉 被災者情報提供の強化は重要だが、地区防災計画との連動が必要である。 〈修正案〉 当該施策を防災地区単位で具体化するため、行政主導で年1回以上の地区防災会議を開催し、標準項目に基づく地区防災計画の策定・見直しを行うことを追記する。	C	災害対策基本法では、「市町村地域防災計画は地区防災計画について定めることができる」とされている一方、「市町村地域防災計画は都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない」とされており、地区防災計画に関する事項を県地域防災計画に規定する場合は、市町村から意見を伺い、内容を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
31	4	地震災害対策計画 第5章 前文 〈修正素案の要点〉 ・防災基本計画の修正を踏まえ、道路管理者とインフラ事業者は連携した復旧が行えるよう関係機関との連携体制の整備・強化を図ることを追加 〈要旨〉 本修正素案は個別施策の追加にとどまっており、地区防災計画を核とした自助・共助・公助の連携体制を制度的に担保する記述が不足している。学区や生活圏単位での継続的な防災運営体制を明確に位置づけるべきである。 〈修正案〉 当該施策を防災地区単位で具体化するため、行政主導で年1回以上の地区防災会議を開催し、標準項目に基づく地区防災計画の策定・見直しを行うことを追記する。	C	災害対策基本法では、「市町村地域防災計画は地区防災計画について定めることができる」とされている一方、「市町村地域防災計画は都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない」とされており、地区防災計画に関する事項を県地域防災計画に規定する場合は、市町村から意見を伺い、内容を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
32	3	地震災害対策計画 第6章 第2節 〈修正素案の要点〉 ガイドライン改定を踏まえた各修正事項 〈要旨〉 臨時情報時の行動整理は評価できるが、地区防災計画に落とし込み訓練で検証する仕組みが不足している。 〈修正案〉 当該施策を防災地区単位で具体化するため、行政主導で年1回以上の地区防災会議を開催し、標準項目に基づく地区防災計画の策定・見直しを行うことを追記する。	C	災害対策基本法では、「市町村地域防災計画は地区防災計画について定めることができる」とされている一方、「市町村地域防災計画は都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない」とされており、地区防災計画に関する事項を県地域防災計画に規定する場合は、市町村から意見を伺い、内容を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

整理番号	意見内容区分	意見の要旨	反映区分	県の考え方
33	1	風水害等災害対策計画 第1編 第1章 〈修正素案の要点〉 体系図の構成を整理 〈要旨〉 体系整理は評価できるが、防災関連法令（災対法・水防法・消防法・学校保健安全法等）の不整合整理と履行監督の位置づけが弱い。計画が「実装」まで到達する責任体系を明確化すべき。 〈修正案〉 防災関連法令の整合確認と履行点検（年次レビュー）を計画に明記し、国・県・市町村・防災地区の役割分担（誰が、いつ、何を点検し是正するか）を追記する。	C	県地域防災計画（風水害等災害対策計画）では「各防災機関が多くの実業を実施する必要があるため、地域社会の実情、各種対策の水準等を点検しながら、緊急度の高いものから優先的かつ重点的に実施していきます」としています。 また、本計画について「常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を行います」「計画の修正に当たっては、市町村、関係機関等と協議、調整を行います」としています。 防災関連法令の整合確認と履行点検を計画に明記し、国・県・市町村・防災地区の役割分担を追記するという御意見については、上記地域防災計画の記載内容や国等の今後の考え方を踏まえ検討する必要があることから、いただいた御意見については、国等の動向を注視しながら、今後の参考とさせていただきます。
34	1	風水害等災害対策計画 第1編 第3章 第4節 〈修正素案の要点〉 関東管区行政評価局（神奈川県行政評価事務所）を追加 〈要旨〉 機関追加は有効だが、「調整」に留まりがちで、実効性（監督・是正・平時訓練への接続）が不足。また、市民から見ると、各課相互の連絡、連携ができていない印象を防災塾・だるま会員の多くがもっている。平時から実効性がある行政各課の連携ができていないかを評価してほしい。自治会等の任意性依存を減らす制度設計が必要。 〈修正案〉 指定機関の役割に「防災地区単位の実装状況（地区防災計画、要支援者計画、訓練実施）の点検・助言」を追加し、点検結果を県・市町村の改善計画に反映させる手順を明記する。 行政及びインフラ事業者のタイムラインが平時から整備され、時系列で発動できるものになっているか、地区総合防災訓練を実施して評価する。	C	関東管区行政評価局（神奈川県行政評価事務所）に対する指定地方行政機関としての指定については、被災自治体に所在する管区局等が災害時に実施してきた特別行政相談活動が果たした役割を踏まえて行われたものであり、その内容に即して「処理すべき事務又は業務」の内容を追加しています。 これに加えて、県関東管区行政評価局（神奈川県行政評価事務所）の役割に新たな内容を追加するためには、同局から意見を伺い、内容を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
35	3	風水害等災害対策計画 第2編 序章 〈修正素案の要点〉 水防災戦略の対象とする対策等を修正 〈要旨〉 戦略見直しは重要だが、住民行動（いつ・どこへ・どう避難）が地区単位で具体化されていない。避難情報と地区の意思決定を接続すべき。 〈修正案〉 水位・雨量・土砂警戒等のトリガーに基づく「地区タイムライン（標準様式）」を県が提示し、防災地区ごとに年1回以上の地区防災会議で更新・検証（図上+実動）する旨を追記する。	C	災害対策基本法では、地区の防災活動の内容は、市町村地域防災計画に地区防災計画として定めることができるとされている一方、「市町村地域防災計画は都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない」とされており、防災地区ごとに地区防災会議で更新・検証するといった地区防災計画に関連する事項を県地域防災計画に規定する場合は、市町村から意見を伺い、内容を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
36	3	風水害等災害対策計画 第2編 第2章 第1節 〈修正素案の要点〉 民間ヘリ導入／衛星通信機器配備 〈要旨〉 多重化は評価できるが、指揮系統・要請権限・運用基準（いつ誰が要請し、住民情報にどう反映するか）が不明確。 〈修正案〉 「要請・運用の標準手順（権限、発動基準、共有先、優先任務）」を計画に追記し、地区防災計画の情報共有訓練（衛星通信を含む）を年1回以上実施する旨を明記する。 台風接近等でヘリや衛星通信がひつと推測された場合、どの段階でチャーターし、いつどのような状況で出動するかのタイムラインを策定する。	D	チャーターヘリは、事業者と長期継続契約を締結しており、台風接近時は安全が確認でき次第、ヘリによる上空視察により、被害状況を迅速に把握することを想定しています。
37	3	風水害等災害対策計画 第2編 第2章 第3節 〈修正素案の要点〉 民間ヘリによる要員・物資輸送等 〈要旨〉 輸送手段の追加は有効だが、孤立集落・浸水域での優先順位（人命／医療／水・衛生／通信）が事前に合意されていないと混乱する。 〈修正案〉 防災地区ごとに「孤立・浸水時の優先輸送（医療・要配慮者・物資）」を地区防災会議で事前合意し、県の広域支援（ヘリ含む）と接続する運用条項を追記する。	D	災害の規模により、被害状況が大きく異なることから、事前での優先順位の設定は難しいと考えているため、ヘリの優先順位は状況に応じて決定します。
38	3	風水害等災害対策計画 第2編 第2章 第5節 〈修正素案の要点〉 かながわ防災パーソナルサポート等による避難情報提供 〈要旨〉 情報提供は重要だが、避難の実効性（要支援者、車中泊・在宅避難、分散避難）を担保する地区運用が不足。 〈修正案〉 防災地区ごとに「避難先の分散（指定避難所・福祉避難所・協力施設・在宅）」と「避難開始トリガー」を地区防災計画に明記し、パーソナルサポートの地区別配信・訓練を制度化する旨を追記する。	C	災害対策基本法では、「市町村地域防災計画は地区防災計画について定めることができる」とされている一方、「市町村地域防災計画は都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない」とされており、地区防災計画に関する事項を県地域防災計画に規定する場合は、市町村から意見を伺い、内容を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

整理番号	意見内容区分	意見の要旨	反映区分	県の考え方
39	3	風水害等災害対策計画 第2編 第2章 第7節 〈修正素案の要点〉 要配慮者：情報共有システム活用／訓練／名簿・個別避難計画の推進 〈要旨〉 個別避難計画は要だが、市町村任せでは作成・更新・訓練が回らない。地区単位での合意形成と標準化が必要。 〈修正案〉 地区防災会議の必須議題に「要支援者名簿・個別避難計画（作成・更新・避難支援訓練）」を追加。個人情報保護に配慮した標準様式・デジタル化支援（県提示）と、福祉施設の被災状況収集の手順を明記する。	C	いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、県ホームページ <a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/individual_evacuation_plan.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/individual_evacuation_plan.html</a> に「個別避難計画作成標準業務手順書（神奈川県版Step）」を掲載しています。
40	3	風水害等災害対策計画 第2編 第2章 第9節 〈修正素案の要点〉 医療救護協定先追加／DHEAT等人材育成／連携訓練／支援ナース 〈要旨〉 体制強化は評価できるが、平時登録・研修・動員（準公務的な位置づけ）までの制度設計が薄い。 〈修正案〉 医療・保健・福祉の専門人材を「事前登録＋研修＋派遣調整体制」として制度化し、県・市町村の発動基準と受入側（避難所・在宅）の調整体制を計画に追記する。	C	県では、「神奈川県地域防災計画」の個別計画として、「神奈川県災害時保健医療救護計画」（令和7年3月改定）を策定し、発災時の県、市町村、災害拠点病院及び関係機関等の体制や役割、基本的な保健医療福祉活動の手順などを定め、災害時における保健医療福祉体制の整備を推進しています。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
41	3	風水害等災害対策計画 第2編 第2章 第10節 〈修正素案の要点〉 教職員確保／D-EST活用 〈要旨〉 学びの継続は重要だが、学校を地域防災の中核として地区計画に接続する視点が不足。 〈修正案〉 学校を防災地区の中核施設と位置づけ、地区防災会議への参画、避難計画の事前合意（地域・福祉・医療との連携）と、地区総合防災訓練への参加を計画に明記する。	C	第10節3に記載のとおり、避難場所に指定された県立学校等が発災時において有効に機能するよう、避難場所開設の方法等について市町村との連携の強化を図っています。 また、避難場所に指定されていない県立学校等においても、災害時に適切な対応をとることができるよう連携の強化を図っています。 いただいた御意見は、引き続き取組を進める中で参考にさせていただきます。
42	3	風水害等災害対策計画 第2編 第2章 第11節 〈修正素案の要点〉 道路啓開計画／緊急通行車両手続 〈要旨〉 制度反映は重要だが、地区の避難・物資受入計画と接続しないと机上に留まる。 〈修正案〉 道路啓開計画の要点（優先路線・代替路・拠点導線）を地区防災計画の必須情報として共有し、年1回以上の図上訓練で検証することを追記する。	C	災害対策基本法では、「市町村地域防災計画は地区防災計画について定めることができる」とされている一方、「市町村地域防災計画は都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない」とされており、地区防災計画に関する事項を県地域防災計画に規定する場合は、市町村から意見を伺い、内容を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
43	3	風水害等災害対策計画 第2編 第2章 第12節 〈修正素案の要点〉 上下水道一体復旧（優先復旧箇所の事前設定等） 〈要旨〉 一体復旧は評価できるが、老朽化・広域支援を前提とした代替供給（衛生・トイレ等）まで具体化が必要。 〈修正案〉 優先復旧箇所の事前指定に加え、TKB48・SUM（ユニット化・規格統一・モビリティ）を踏まえた代替供給（給水・トイレ・衛生）資機材の標準化と即時投入体制を追記する。	C	TKB48・SUM（ユニット化・規格統一・モビリティ）を踏まえた代替供給（給水・トイレ・衛生）資機材の標準化と即時投入体制を追記するという御意見については、連携して被災者支援を行う国や市町村等における、TKB48・SUMを踏まえた物資支援や備蓄等に対する今後の考え方を踏まえ検討する必要があることから、国等の動向を注視しながら、今後の参考とさせていただきます。
44	3	風水害等災害対策計画 第2編 第2章 第14節 〈修正素案の要点〉 DWAT派遣／支援ナース調整 〈要旨〉 派遣強化は評価できるが、避難所・在宅・車中泊の分散に合わせた地区側の受入調整が必要。 〈修正案〉 保健医療福祉調整本部と防災地区の連携手順（受入窓口、派遣要請、現場調整）を明記し、地区タイムラインに「福祉チーム投入トリガー」を組み込む旨を追記する。	C	いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
45	3	風水害等災害対策計画 第2編 第2章 第15節 〈修正素案の要点〉 消防団：かながわ版ディザスターシティ活用 〈要旨〉 訓練促進は良いが、地区防災計画と訓練内容が連動していないと成果が定着しない。 〈修正案〉 ディザスターシティ等の訓練を「地区防災計画・地区タイムラインに基づく訓練」と位置づけ、学校・福祉・事業者も参加する地区総合防災訓練として年1回以上実施する旨を追記する。	C	災害対策基本法では、「市町村地域防災計画は地区防災計画について定めることができる」とされている一方、「市町村地域防災計画は都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない」とされており、地区防災計画に関する事項を県地域防災計画に規定する場合は、市町村から意見を伺い、内容を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

整理番号	意見内容区分	意見の要旨	反映区分	県の考え方
46	3	風水害等災害対策計画 第2編 第2章 第16節 〈修正素案の要点〉 災害中間支援組織等との官民連携強化 〈要旨〉 連携強化は評価できるが、役割分担・指揮系統・安全管理・費用弁償の標準がないと現場が混乱する。 〈修正案〉 災害ボランティア・専門職の事前登録と研修、活動時の位置づけ（準公務的役割）、安全管理・費用弁償の標準を県が整備し、市町村・社協・中間支援組織との協定に落とし込む旨を追記する。	C	役割分担・指揮系統・安全管理・費用弁償の標準の整備等につきましては、官民連携体制の構築や災害時における円滑な活動環境の整備において、重要な視点であると認識しております。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
47	3	風水害等災害対策計画 第2編 第2章 第17節 〈修正素案の要点〉 防災パーソナルサポート追加／複合災害リスク普及啓発 〈要旨〉 普及啓発は重要だが、「複合災害時の行動」が地区で共有されていない。 〈修正案〉 地震×風水害の複合災害を地区防災計画の標準項目に追加し、停電・通信断を想定した代替情報手段・避難分散を地区訓練で検証する旨を追記する。	C	災害対策基本法では、「市町村地域防災計画は地区防災計画について定めることができる」とされている一方、「市町村地域防災計画は都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない」とされており、地区防災計画に関する事項を県地域防災計画に規定する場合は、市町村から意見を伺い、内容を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
48	3	風水害等災害対策計画 第2編 第2章 第19節 〈修正素案の要点〉 災害救助対象に福祉サービス提供追加 〈要旨〉 福祉サービス追加は評価できるが、提供主体・手順・対象の明確化が必要。 〈修正案〉 福祉サービス提供の発動基準、提供主体（県/市町村/委託）、対象（避難所・在宅・車中泊）と連携手順を計画に追記し、地区防災計画の福祉支援章と整合させる。	C	いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
49	4	風水害等災害対策計画 第2編 第3章 第2節 〈修正素案の要点〉 上空被害確認／SNS広報／衛星通信活用 〈要旨〉 情報強化は有効だが、誤情報対策・訂正手順・要配慮者への代替手段が不明確。 〈修正案〉 統一広報ルール（発信責任者・訂正手順・代替媒体）を明記し、地区別の情報伝達訓練（衛星通信・アナログ手段併用）を年1回以上実施する旨を追記する。	C	災害対策基本法では、地区居住者等が共同して行う防災訓練などといった地区の防災活動の内容は、市町村地域防災計画に地区防災計画として定めることができるとされている一方、「市町村地域防災計画は都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない」とされており、地区防災計画に関する事項を県地域防災計画に規定する場合は、市町村から意見を伺い、内容を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
50	4	風水害等災害対策計画 第2編 第3章 第8節 〈修正素案の要点〉 応急給水計画策定（人員・給水車・資機材）／県営水道の市町連携 〈要旨〉 計画追加は重要だが、地区レベルの受入・配分設計（給水拠点、行列対策、要配慮者優先）が不足。 〈修正案〉 防災地区ごとに給水拠点・運用要員・要配慮者優先配分を地区防災計画に明記し、SUM/TKBの観点でトイレ・衛生と一体運用することを追記する。	C	災害対策基本法では、「市町村地域防災計画は地区防災計画について定めることができる」とされている一方、「市町村地域防災計画は都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない」とされており、地区防災計画に関する事項を県地域防災計画に規定する場合は、市町村から意見を伺い、内容を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
51	4	風水害等災害対策計画 第2編 第3章 第10節 〈修正素案の要点〉 民間ヘリによる輸送手段追加 〈要旨〉 輸送の追加は有効だが、受入拠点・荷捌き・優先順位が地区側で整備されていない。 〈修正案〉 地区ごとに受入拠点（臨時ヘリポート/搬入地点）と荷捌き体制を地区防災計画に明記し、広域応援との接続手順（要請→投入→受領→配分）を追記する。	C	地区ごとに受入拠点（臨時ヘリポート/搬入地点）と荷捌き体制を地区防災計画に明記し、広域応援との接続手順（要請→投入→受領→配分）を追記するという御意見については、今後の国の支援スキームの見直しの動向などを注視しながら、参考とさせていただきます。
52	4	風水害等災害対策計画 第2編 第3章 第14節 〈修正素案の要点〉 SNSを活用した被災者情報提供 〈要旨〉 情報提供は有効だが、デジタル弱者・停電時の代替、双方向相談の体制が不足。 〈修正案〉 SNSに加え、避難所・地区拠点での対面相談、紙媒体掲示、巡回広報等の代替手段をセットで規定し、地区防災計画に「情報拠点運用」を明記する。	C	災害対策基本法では、「市町村地域防災計画は地区防災計画について定めることができる」とされている一方、「市町村地域防災計画は都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない」とされており、地区防災計画に関する事項を県地域防災計画に規定する場合は、市町村から意見を伺い、内容を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

整理番号	意見内容区分	意見の要旨	反映区分	県の考え方
53	4	風水害等災害対策計画 第2編 第4章 前文 〈修正素案の要点〉 道路管理者とインフラ事業者の連携強化 〈要旨〉 連携強化は重要だが、市民参画と合意形成を支える調整機能（復興行政のコーディネート）が薄い。 〈修正案〉 「防災・復興コーディネーター」を育成・配置し、平時から会議・訓練に参加させることで、復旧・復興時の合意形成（行政・住民・事業者）を支援する体制を追記する。	C	県地域防災計画（風水害等災害対策計画）では、「関係者の意向等をもとに迅速な復旧を目指す」や「復興計画の策定に当たっては、市町村や関係機関、県民等の意見の反映に努める」としていますが、防災・復興コーディネーターの育成・配置による、復旧・復興時の合意形成を支援する体制を追記するという御意見については、復旧・復興の基本的な考え方を示す国等における、当該コーディネーターの役割に対する今後の考え方を踏まえ、検討が必要があることから、国等の動向を注視しながら、今後の参考とさせていただきます。
54	3	風水害等災害対策計画 第3編 第1章 第1節 〈修正素案の要点〉 通報系統図更新／噴火警戒レベル改定反映 〈要旨〉 更新は評価できるが、豪雨・地震等との複合災害（交通遮断、停電、通信断）を前提にした地区運用が不足。 〈修正案〉 火山編に「複合災害時の避難判断・代替情報・交通遮断時の観光客対応」を追記し、事業者を含む地区防災会議で年1回以上検証する旨を追加する。	C	災害対策基本法では、地区の防災活動の内容は、市町村地域防災計画に地区防災計画として定めることができるとされている一方、「市町村地域防災計画は都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない」とされており、地区防災計画に関する事項を県地域防災計画に規定する場合は、市町村から意見を伺い、内容を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
55	4	風水害等災害対策計画 第3編 第2章 第5節 〈修正素案の要点〉 箱根火山避難計画改定反映（大涌谷周辺想定） 〈要旨〉 避難計画の更新は重要だが、地区・事業者の訓練と合意形成（誘導手順、情報共有）が不可欠。 〈修正案〉 箱根・富士山の個別対策に「事業者参加の地区防災会議」「避難誘導の事前合意」「年1回以上の実動訓練（観光客を想定）」を明記し、県の支援メニュー（訓練設計・資機材）を追記する。	C	災害対策基本法では、事業者参加の地区防災会議などといった地区の防災活動の内容は、市町村地域防災計画に地区防災計画として定めることができるとされている一方、「市町村地域防災計画は都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない」とされており、地区防災計画に関する事項を県地域防災計画に規定する場合は、市町村から意見を伺い、内容を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
56	1	原子力災害対策計画 第1編 第6章 第2節 推進主体と役割 〈修正素案の要点〉 指定地方行政機関として関東管区行政評価局（神奈川行政評価事務所）を追加 〈要旨〉 関係機関の追加は評価できるが、原子力災害時における実装責任の所在が明確でない。 〈修正案〉 県は防災地区単位での原子力防災実装状況を年1回点検し、市町村と共有する体制を計画に明記する。	C	県が防災地区単位で原子力防災実装状況を年1回点検するという御意見については、原子力災害対策が国の原子力災害対策指針等に基づくものであり、国等における今後の考え方を踏まえ、検討する必要があることから、国等の動向を注視しながら、今後の参考にさせていただきます。
57	3	原子力災害対策計画 第2編 第1章 第1節 安全確保 〈修正素案の要点〉 防災業務関係者を緊急事態応急対策に従事する者に修正 〈要旨〉 用語整理にとどまり、共存を前提とした安全対策共有が弱い。 〈修正案〉 施設事業者・行政・住民が平時から安全対策と行動基準を共有する仕組みを明記する。	C	県地域防災計画（原子力災害対策計画）では、「県、関係市町村及び原子力事業者は、国その他関係機関と協力して、県民に対し、原子力防災に関する知識の普及・啓発に努めます」としており、普及・啓発の内容として「関係機関が講じる対策の内容」等が例示されています。 これに加えて、施設事業者・行政・住民が平時から安全対策と行動基準を共有する仕組みを追加するという御意見については、原子力災害対策が国の原子力災害対策指針等に基づくものであり、国等における今後の考え方を踏まえ、検討する必要があることから、国等の動向を注視しながら、今後の参考とさせていただきます。
58	3	原子力災害対策計画 第2編 第1章 第2節 災害応急対策への備え 〈修正素案の要点〉 防災業務関係者を緊急事態応急対策に従事する者に修正 〈要旨〉 事前準備が地区レベルまで具体化されていない。 〈修正案〉 原子力災害対応を地区防災計画の必須項目とし、地区防災会議・訓練を制度化する。	C	災害対策基本法では、「市町村地域防災計画は地区防災計画について定めることができる」とされている一方、「市町村地域防災計画は都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない」とされており、地区防災計画に関する事項を県地域防災計画に規定する場合は、市町村から意見を伺い、内容を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
59	4	原子力災害対策計画 第2編 第2章 第1節 発災直後の情報収集・連絡 〈修正素案の要点〉 防災業務関係者の呼称整理 〈要旨〉 越境拡散時の情報整理・訂正責任が不明確。 〈修正案〉 県は県外事故を含め情報を一元整理し、住民向け発信と訂正の最終責任を担う。	B	県地域防災計画（原子力災害対策計画）では、「県は、原子力施設が所在する川崎、横須賀両市内に設置した、2地域13局を含む、8地域20局のモニタリングポストにより、平常時から広域的に放射線量のモニタリングを行い、異常の早期発見に努めます」「県外に所在する原子力事業者の施設等で事故が発生した場合、必要に応じて、国や原子力施設の所在する道府県から情報を収集し、県内の全ての市町村に連絡します」としています。

整理番号	意見内容区分	意見の要旨	反映区分	県の考え方
60	4	原子力災害対策計画 第2編 第2章 第2節 活動体制の確立 〈修正素案の要点〉 被ばく線量管理・健康管理支援を追加 〈要旨〉 要請基準や連携手順が不明確で現場混乱の恐れがある。 〈修正案〉 従事者の事前登録・研修・線量管理・健康管理の標準手順を制度化する。	C	原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関には、原子力災害時における医療従事者の指定を依頼しており、研修についても測定器の使用方法等の実技研修を実施しております。 また、今後策定する甲状腺被ばく線量モニタリング実施計画には医療従事者向けの線量管理・健康管理に関する記載をする予定です。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
61	4	原子力災害対策計画 第2編 第2章 第3節 屋内退避・避難等の防護活動 〈修正素案の要点〉 感染症関連記載の削除 〈要旨〉 屋内退避と段階的避難の判断基準が生活圈単位で整理されていない。 〈修正案〉 防災地区単位で屋内退避・段階的避難の判断トリガーを地区計画に明記する。	C	災害対策基本法では、「市町村地域防災計画は地区防災計画について定めることができる」とされている一方、「市町村地域防災計画は都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない」とされており、地区防災計画に関する事項を県地域防災計画に規定する場合は、市町村から意見を伺い、内容を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
62	4	原子力災害対策計画 第2編 第2章 第6節 医療救護活動 〈修正素案の要点〉 保健医療福祉調整本部へ改定 〈要旨〉 原子力災害特有の被ばく医療・長期健康支援が地区運用に落ちていない。 〈修正案〉 放射線医療・心理支援を地区防災計画と連動させる。	C	災害対策基本法では、「市町村地域防災計画は地区防災計画について定めることができる」とされている一方、「市町村地域防災計画は都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない」とされており、地区防災計画に関する事項を県地域防災計画に規定する場合は、市町村から意見を伺い、内容を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
63	4	原子力災害対策計画 第2編 第3章 第8節 被害影響の軽減 〈修正素案の要点〉 災害対応融資を常設 〈要点〉 長期避難・風評被害への対応が不足。 〈修正案〉 防災・復興コーディネーターを配置し合意形成を支援する。	C	県地域防災計画（原子力災害対策計画）では、「県及び関係市町村は、国と連携して、住民相談窓口の設置等について準備しておく」や「県及び関係市町村は、国と連携して、必要に応じて、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立する」としていますが、防災・復興コーディネーターを配置し合意形成を支援するという御意見については、復旧・復興の基本的な考え方を示す国等における、当該コーディネーターの役割に対する今後の考え方を踏まえ、検討する必要があることから、国等の動向を注視しながら、今後の参考とさせていただきます。
64	3	原子力災害対策計画 第3編 原子力艦 第1章 災害応急対策への備え 〈修正素案の要点〉 防災業務関係者の呼称整理 〈要旨〉 港湾・観光圏を含む共存視点が不足。 〈修正案〉 港湾・観光事業者を含む地区防災体制を構築する。	C	災害対策基本法では、地区の防災活動の内容は、市町村地域防災計画に地区防災計画として定めることができるとされている一方、「市町村地域防災計画は都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない」とされており、地区防災体制の構築といった地区防災計画に関連する事項を県地域防災計画に規定する場合は、関係市等から意見を伺い、内容を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
65	4	原子力災害対策計画 第3編 原子力艦 第2章 第2節 活動体制の確立 〈修正素案の要点〉 線量・健康管理支援を追加 〈要旨〉 従事者支援が個別対応に留まる恐れがある。 〈修正案〉 原子力艦対応従事者の登録・研修・支援体制を制度化する。	C	地域防災計画（原子力災害対策編）では、「県、関係市町村及び関係機関は、緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護について万全の対策を講じるものとします」や「県、関係市町村及び関係機関は、その管轄する緊急事態応急対策に従事する者に対し、防護服、防護マスク、個人線量計等の防護資機材及び安定ヨウ素材の配備等、必要措置をとるものとします」としており、県が緊急事態対策に従事する者の防護対策を行うことを明確にしています。 これに加えて、原子力艦対応従事者の登録・研修・支援体制の制度化を追加するという御意見については、原子力艦に対する災害対策は国・関係市と連携して対応しており、国等の今後の考え方を踏まえ検討する必要があることから、国や関係市の動向を注視しながら、今後の参考とさせていただきます。
66	4	原子力災害対策計画 第3編 原子力艦 第2章 第3節 屋内退避・避難等 〈修正素案の要点〉 感染症記載削除 〈要旨〉 来訪者・観光客の避難判断整理が不十分。 〈修正案〉 来訪者を含めた屋内退避・避難誘導を地区計画に明記する。	C	災害対策基本法では、「市町村地域防災計画は地区防災計画について定めることができる」とされている一方、「市町村地域防災計画は都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない」とされており、地区防災計画に関する事項を県地域防災計画に規定する場合は、市町村から意見を伺い、内容を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

整理番号	意見内容区分	意見の要旨	反映区分	県の考え方
67	4	原子力災害対策計画 第3編 原子力艦 第2章 第6節 医療救護活動 〈修正素案の要点〉 保健医療福祉調整本部へ改定 〈要旨〉 港湾地域特有の被ばく医療対応整理が必要。 〈修正案〉 港湾医療機関との被ばく医療連携訓練を実施する。	B	原子力艦に係る事故の際の医療救護活動については、御指摘のあった第7節において、地区医師会や被ばく傷病者等を受入可能な医療機関の役割を含め、既に定められています。 これらを踏まえ、横須賀市で原子力艦での日米合同原子力防災訓練を毎年実施しており、県からも防災担当部署が参画しています。 また、医療分野についても上記防災訓練内で周辺医療機関と連携訓練を実施しています。
68	4	原子力災害対策計画 第3編 原子力艦 第3章 第3節 被害影響の軽減 〈修正素案の要点〉 災害対応融資を常設 〈要旨〉 港湾・観光産業への長期影響想定が不足。 〈修正案〉 原子力艦事故を想定した復旧・風評対策を復興計画に位置付ける。	C	県地域防災計画（原子力災害対策計画）では、「県、関係市町村その他関係機関は、国と連携して、必要に応じ、科学的根拠に基づき、農林畜水産物等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行い、風評被害等を未然に防止又は軽減します」としています。 また、県震災復興対策マニュアルでは、復興計画については、大規模地震災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合に、県及び市町村が策定するとしていますので、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
69	1	【地震災害対策計画】 第1章 地震災害対策の計画的な推進＞第6節 地震災害対策計画の推進主体とその役割＞1 計画の進め方（P.29） 【風水害等災害対策計画】 第1編 風水害等災害対策の計画的な推進＞第3章 計画の推進主体とその役割＞第1節 計画の進め方（P.9） 上記において、自助・共助・公助の連携が示されているが、民間事業者（特に損害保険業界）の具体的な役割や活用についての記載が限定的である。 損害保険業界では、災害リスクの分析、被害軽減に関する知見、被災後の生活再建支援を担う立場にあることから、自助・共助を支える主体の一つとして、民間（損害保険業界等）との連携を明示的に位置づけることを提案する。	C	県地域防災計画（地震災害対策計画、風水害等災害対策計画）では、「地域の防災力を向上させるためには、県民、企業、県、市町村、その他防災関係機関が自らの責任を果たすと同時に、相互に協調した取組を進めることが基本」としています。 また、指定公共機関等に指定されている民間事業者については、その処理すべき事務又は業務を具体的に規定しています。 これらに加えて、民間（損害保険業界等）との連携を明示的に位置づけることについては、防災基本計画に基づく規定の範囲と言えるかということや、市町村地域防災計画にも影響を与える可能性もあることなどから、国や市町村に意見を伺い、内容を検討する必要があるため、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
70	3	【地震災害対策計画】 第3章 災害時応急活動事前対策の充実（P.64） 【風水害等災害対策計画】 第2編 風水害対策編＞第2章 災害時応急活動事前対策の充実（P.48） 〈意見2〉 【地震災害対策計画】では「第18節 防災知識の普及」、【風水害等災害対策計画】では「第17節 防災知識の普及」のなかで経済的な備えに関する記載があるものの限定的である。 災害後の生活再建においては、地震保険や水災補償等の保険が公的支援を補完する重要な役割を果たすことから、上記該当箇所において、防災啓発の一環として、「住宅の耐震化等の物理的対策」と併せて、「保険による経済的備え」を一体的に周知する旨を計画に位置づけることを提案する。 なお、周知にあたっては、損害保険および共済とともに協議会において定期的な意見交換を実施することも有用と考える。	C	県地域防災計画（地震災害対策計画、風水害等災害対策計画）には、御指摘の箇所のほか、地震災害対策計画では第3章第16節に、風水害等災害対策計画では第2編第2章第15節に「住宅の耐震化等の物理的対策」と「保険による経済的備え」の周知が記載されています。 これに加えて、「住宅の耐震化等の物理的対策」と併せて、「保険による経済的備え」を一体的に周知する旨を位置づけることについては、防災基本計画に基づく規定の範囲と言えるかということや、市町村地域防災計画にも影響を与える可能性もあることなどから、国や市町村に意見を伺い、内容を検討する必要があるため、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
71	3	【地震災害対策計画】 第3章 災害時応急活動事前対策の充実＞第18節 防災知識の普及＞3 企業等の防災体制の確立等（P.125） 【風水害等災害対策計画】 第2編 風水害対策編＞第2章 災害時応急活動事前対策の充実＞第17節 防災知識の普及＞2 企業等の防災体制の確立等（P.110） 〈意見3〉 上記において、企業防災やBCPの重要性は示されているが、実践的な支援体制についての記載が抽象的である。 損害保険業界では、事業中断リスクやサプライチェーンリスクに関する知見を有しており、中小企業向けBCP策定支援や防災研修において、行政・商工団体と連携した取り組みが可能であることから、企業防災施策における官民連携の具体例として、損害保険業界の活用を明記することを提案する。	C	県地域防災計画（地震災害対策計画）第3章第16節「県民の自主防災活動の拡充強化」の「【主な事業】4 企業等の防災体制の確立等」では、企業における災害時のリスクに応じたリスクマネジメントの一貫として、「損害保険等への加入」を規定しています。 これに加えて、企業防災施策における官民連携の具体例として、損害保険業界の活用を明記することについては、防災基本計画や市町村地域防災計画にも影響を与える可能性があるため、国や市町村に意見を伺い、内容を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

整理 番号	意見 内容 区分	意見の要旨	反映 区分	県の考え方
72	3	<p>【地震災害対策計画】 第3章 災害時応急活動事前対策の充実＞第18節 防災知識の普及＞3 企業等の防災体制の確立等 (P.126)</p> <p>【風水害等災害対策計画】 第2編 風水害対策編＞第2章 災害時応急活動事前対策の充実＞第17節 防災知識の普及＞2 企業等の防災体制の確立等 (P.110)</p> <p>＜意見4＞ 上記において、経済団体等との連携について記載はあるが、平時からの協議・連携体制についての具体性が不足している。 災害対応の実効性を高めるためには、平時から行政と経済団体等が意見交換を行う場や連絡体制を整備することが重要であることから、官民連携の一例として、損害保険業界団体との協議・連携体制の構築を計画に位置づけることを提案する。</p>	C	<p>県は、県地域防災計画（地震災害対策計画、風水害等災害対策計画）にも定められている「県・ライフライン事業者・交通事業者地震・防災対策推進協議会」や「災害救助に係る連絡会議」等を活用して、構成員である民間事業者と防災対策に関する意見交換を行うとともに、連携体制を構築しています。</p> <p>これに加えて、損害保険業界団体との協議・連携体制の構築を位置付けることについては、防災基本計画や市町村地域防災計画にも影響を与える可能性があるため、国や市町村に意見を伺い、内容を検討する必要があることから、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
73	3	<p>【風水害等災害対策計画】 第2編 風水害対策編＞第2章 災害時応急活動事前対策の充実＞第17節 防災知識の普及＞【主な事業】＞1. 県民等への防災知識の普及＞（2）家庭における身近な防災対策等の普及 (P.109)</p> <p>＜意見5＞ 今回の修正の基本的な考え方の「県の新たな施策の反映」の中で、「大地震と風水害による複合災害のリスクに関する普及啓発と注意喚起の強化を追加」がございしますが、複合リスクに関するものだけでなく、「マイ・タイムライン」の普及啓発の強化にかかる文章も以下最後の、「また、～」の1文のように追加してはいかかか。</p> <p>「マイ・タイムライン」の作成を促進することは、地域住民の適切な避難に資する防災マップおよび災害時の行動マニュアルを、家庭における防災対策としてより有効活用いただくことにつながると考える。</p> <p>＜修正案＞ ○ 市町村は、地域の防災的見地からの防災アセスメント(注)を行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに研修を実施するなど、防災知識の普及啓発に努めます。また、自治体や民間団体等が作成するツールを用いた「マイ・タイムライン」の作成促進に努めます。</p>	A	<p>「マイ・タイムライン」の作成促進については、同章第5節「避難対策」の主な対策7「住民への周知」（69ページ）に記載がありますが、ご意見を踏まえ第18節の「防災知識の普及」にも追加しました。</p>